

甲府ブランド（食品部門・クラフト系部門）認定審査基準

【審査基準】

甲府ブランド認定要綱（以下「要綱」という。）第2の(1)及び(2)について、要綱第5に規定する甲府ブランドとして認定するための審査基準を、次のとおり定める。

1 共通認定基準

甲府市の資源と個性を活かした優れた地域産品を「甲府ブランド」として認定するため、次の要件を基準とする。

(1) 甲府らしさ

- ① 甲府市にちなんだ物語性や伝承等を持っている。
- ② 特色ある品種や技術、又は品質、味、デザイン等の特性において独自性や新規性が認められる。

(2) 産地等

①～④のいずれか1つと⑤に該当することを条件とする。

- ① 甲府市で生産されたもの。
- ② 甲府市で生産された素材を主原料として使用したもの。
- ③ 甲府市の特徴的なものとして相当程度認識されたもの。
- ④ 商品等の付加価値を高めるための重要な要素が甲府のイメージを向上させるもの。
- ⑤ 事業者の居所若しくは事業所が市内である、又は市の産業振興に寄与する関係団体若しくはその構成員である。

(3) 品質と価格

- ① 特性「品質・味（食品の場合のみ）・外観等」に優れている。
- ② 品質に見合う価格が設定されている。

(4) 販路

販路が確立されており、規模・効果が広い範囲にわたることが期待できる。

(5) 安全安心

- ① 商品等として確立した生産技術の実績がある。
- ② 品質管理体制が整っている。
- ③ 品質の情報が開示されている。
- ④ 生産体制が確立しており、継続的に生産・販売が可能である。

2 個別商品等に係る基準

共通認定基準に加え、商品等の種別によっては、その特性に応じた個別の基準を定めることができる。

個別商品等に係る基準については、認定審査会において必要に応じ定めるものとする。

3 認定事業者に係る基準

「甲府ブランド」の認定に際し、次の要件を認定事業者に係る基準として考慮し、認定を行うものとする。

- ① 地域経済活性化を目的とした「甲府ブランド」を理解し、相互に協力し、認定品の育成・PRに貢献しようとする連帯感があること。
- ② 新製品開発や販売力の向上に対する旺盛な意欲があること。
- ③ 品質の向上や安全・安心の確保に高い意識を持ち、生産者・製造者責任に基づく誠実な対応ができること。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から実施施行する。